社会医療法人恵風会 老人保健施設 老人ケアセンター緑ヶ丘 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)運営規程

(運営規程設置の趣旨)

第1条 社会医療法人恵風会が開設する老人保健施設老人ケアセンター緑ヶ丘(以下「事業所」という。)が実施する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

(事業の目的)

- 第2条 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう援助を行うことを目的とします。
- 2 利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(運営の方針)

第3条 事業の運営にあたっては、利用者の処遇に万全を期し、社会福祉及び医学、心理学などの知識を活用し、利用者の意思及び人格を尊重し、年齢・性格・生活歴及び心身の状況を十分に理解し、ご家族の協力を得て自宅に訪問し、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的な常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称所在地等は次のとおりとします。

(1)名称 社会医療法人恵風会老人保健施設

老人ケアセンター緑ヶ丘

(2) 開設年月日 平成30年8月1日

(3) 所在地 兵庫県姫路市西今宿5丁目3番8号

(4) 電話番号 079-293-3211

(5) FAX番号 079-294-5311 (代表)

079-293-3322(事務所)

(6)管理者名 大饗 政嗣

(7) 介護保険指定番号 2854080039

(職員の職種、員数)

第5条 事業所の職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところ以上の員数を配置します。

(1)管理者(医師)

(2)作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士 1人 上記に定めるものの他、必要に応じてその他の職員をおくことができることとします。

(職員の職務内容)

- 第6条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとします。
 - (1)管理者及び医師は、事業所に携わる職員の統括管理、指導と利用者の状態を把握し 適切な当事業の指示と指導を理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に行います。
 - (2)作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士は、医師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。

(営業日及び営業時間)

- 第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとします。
 - (1)営業日:毎週月曜日~土曜日
 - (2) 営業時間:午前8時45分~午後5時15分

(サービス提供時間帯は9:00~17:00)

(3) 休 日:日曜日・祝日、12月31日、1月1日~1月3日

(利用及び利用の中止)

第8条 サービスの利用にあたっては、次のとおりとします。

(1) 利用対象者

サービスを利用できる方は、次の各号に該当する要介護認定において要支援1、要支援2または要介護状態であると認められた方とします。

- (1) 認知症高齢者で事業のサービスが必要な方
- ② 中毒症状(麻薬・アルコール・覚せい剤)、その他伝染疾患にかかっていない方
- ③ 家族又は扶養者が事業所と連携を保ち、サービスの利用に対して協力的である方
- (2) 利用

サービスの利用は、面接の上、利用判定会議に基づき行います。

(3) 判定会議

判定会議は、以下のとおり開催します。

- ① 管理者は、利用者の生活自立援護の適正を期するため、医師及び指導を担当する職員をもって構成する判定会議(以下「会議」という。)を開催します。
- ② 会議は、利用者個別に行い、利用者の機能の状態、適正などを検討し、その自立目標と実施方法などの総合判定を行います。
- ③ 会議は、利用開始の際に行うものとし、その他必要に応じ随時開催するものとします。
- ④ 管理者は必要に応じ、市町村担当者、協力医療機関及びその他関係者にも参加を要請し、意見を求めるものとします。
- (4) 利用者の変動通知

管理者は、利用者の身の上に変動が生じたときは、ただちに、家族又は扶養者及び当該市町村担当者に通知するものとします。

(5) 利用中止

管理者は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、家族又は扶養者と協議して 利用中止の手続きを取るものとします。

- ① 利用者、家族又は扶養者から利用中止の申し出を受けたとき。
- ② 利用者が、要介護認定において、自立と認定されたとき。
- ③ 利用者の病状、心身状態などが著しく悪化し、事業所での適切な事業のサービスの提供を超えると判断されたとき。
- ④ 利用者、家族又は扶養者が、利用料金を1ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、7日以内に支払われないとき。
- ⑤ 利用者、家族又は扶養者が、事業所又は事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行ったとき。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により当施設が利用できないとき。

(事業の内容)

- 第9条 事業は、医師、作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士等によって作成される事業 の計画に基づいて必要なサービスを提供します。
- 2 前項のために関係職員による担当者会議を開催し計画に反映します。
- 3 前2項を経て、利用者と家族等の同意を得て訪問を行い、リハビリテーションを行います。

(利用者負担の額)

第10条 保険給付の自己負担額を、介護報酬告示上の額により支払いを受けます。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとします。

姫路市(安富、夢前、香寺、家島町を除く)及び揖保郡太子町 上記以外の周辺地域は相談に応じます。

(個別計画の提出)

第12条 居宅サービス計画を作成している指定居宅支援事業者(指定介護予防支援事業者) から訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するように努めるものとします。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 事業所では、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、 事故発生の防止のためのマニュアル(別紙)を定め、介護・医療事故を防止するための体 制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置 を行います。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(職員の服務規律)

- 第15条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意します。
 - (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇するようにします。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わないようにします。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

(職員の質の確保)

第16条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

(職員の健康管理)

第17条 事業所では、職員に(対して)年2回の健康診断を実施します。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第18条 職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後において も、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者、その家族又は扶養者の秘密を漏らす ことがないよう指導教育を適時行います。

(虐待の防止)

- 第19条 事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を行います。
 - (1) 職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
 - (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
 - (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等 の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
 - (4) 利用者・家族又は扶養者からの苦情処理体制の整備に努めます。
 - (5) 職員や家族又は扶養者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報します。

(その他の運営に関する重要事項)

第20条 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応に

- ついては、事業所に掲示します。
- 2 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、別途協議し、定めることとします。
- 3 介護保険施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

付 則

- この運営規程は、平成30年8月1日より施行することとします。
- この運営規程は、令和元年7月1日より施行することとします。
- この運営規程は、令和3年4月1日より施行することとします。
- この運営規程は、令和4年10月1日より施行することとします。
- この運営規程の一部を改定し、令和5年4月1日より施行することとします。
- (第4条(6)管理者を変更)
- この運営規程の一部を改定し、令和6年6月1日より施行することとします。
- (第10条利用料金 報酬改定によるもの)